

市民参加条例 ワークショップ ニュース

第1号 平成23年2月4日発行

発行：茅ヶ崎市総務部市民自治推進課
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話：0467-82-1111（代表）
FAX：0467-82-1164
MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp



市民参加条例の策定に向けて！！ 第1回市民ワークショップが開催されました

茅ヶ崎市では、新たに制定する市民参加条例の「基本的な枠組み」を構築するため、ワークショップの手法を用いて、検討することとしました。

市民参加条例を策定する根拠については、平成22年4月1日に施行された茅ヶ崎市自治基本条例※第16条に市民参加に関する基本的な事項が規定され、同条第5項に「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」との規定が設けられたことにあります。

この規定を受け、市民参加に関し必要な事項を条例という法形式により新たに制定することとなったものです。



※自治基本条例については以下のURLをご参照ください。

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_sogo_plan/jichi/index.htm

<第1回市民ワークショップの内容>

- ✓日時：平成23年1月22日（土）10:00-12:00
- ✓場所：茅ヶ崎市役所分庁舎 5階 A・B会議室
- ✓参加人数：18名
 - ★「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催趣旨等についての説明
 - ★全体質疑、討議
 - ・ワークショップ終了後の取りまとめ段階における進め方、ワークショップの進め方など

第1回市民ワークショップで出された主な意見（全体討議の内容）



その1 ワークショップの進め方について

●ワークショップ手法の考え方・進め方

- ・ 条例の内容を練り上げていくような段階で、発散的に意見を出していくワークショップのような手法は不適切（意見の出しっぱなしで終わってしまう）
- ・ ワークショップで進めていくよりも、これまでの検討経緯を検証していくプロセスが必要

●新たな参加者や欠席者への対応

- ・ 会議の途中からでも円滑に参加できるよう、新しい参加者や欠席者については、十分なフォローが必要

その2 「市民参加」に対する考え方

●「市民参加」における市民と行政の役割

- ・ 参加する以上は市民にも責任があり、検討を通じて市民も成長しなければならない
- ・ 本来は市民が主体的に検討し、市はあくまでフォローする立場である
- ・ 市はきちんと「市民参加」が担保できる仕組みを示すべき

●目指す市民参加の姿

- ・ 「市民参加条例」は、市民が行政に対して提示する条件書では、行政の立場での発想で検討を進めないでほしい。行政と市民が議論を尽くす必要がある

その3 条例策定までのスケジュールについて

●市民の立場に立った具体的な進め方（計画）の明示

- ・ 行政側のスケジュールを優先させるのは問題である
- ・ 「市民参加」で進めていくための具体的な計画を示すべき
- ・ 条例のとりまとめ段階における進め方（市民の検討への関わり方）が示されていない
- ・ パブリックコメントだけでは内容の練り上げや修正が不可能である

その4 情報提供について

●行政と市民の情報共有

- ・ 行政だけが知っている情報がないよう、市民に対して十分な情報提供を行ってほしい

●市民の成長に資する情報提供

- ・ 市民の学習の場とするためにも、先進事例の紹介や学識者による講演会等を行ってほしい

第1回市民ワークショップを終えて・・・

- ✓ 第1回のワークショップでは、市の説明の後、ワークショップが終了した後の取りまとめ段階における進め方やワークショップの進め方などについて、全体での質疑が中心となっ
てしまい、グループ討議へと入ることができませんでした。
- ✓ 第1回で討議できなかった部分も含め、市で第2回ワークショップ以降のテーマ、進め方について改めて見直し、提示していくこととなりました。
- ✓ 全8回のワークショップが終了した後、ワークショップの意見をどのように集約していくのか、その手法も含め、市の考えをできるだけ早い段階で調整し、提示していくこと
となりました。



引き続き市民ワークショップの参加者を募集しています！！

●開催日

- ✓第2回 2月5日(土) 市役所本庁舎7階 大会議室B・第1会議室(A)(B)
- ✓第3回 2月20日(日) 総合体育館2階 会議室
- ✓第4回 3月5日(土) 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓第5回 3月21日(月) 市役所本庁舎7階 大会議室A・B
- ✓第6回 4月2日(土) 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓第7回 4月16日(土) 市役所分庁舎5階 A・B会議室
- ✓第8回 4月30日(土) 市役所分庁舎5階 A・B会議室

※開始時間は、いずれも午前10時からです。

●対象

市内に在住・在勤・在学しているまたは納税義務を負っている等の方(茅ヶ崎市自治基本条例に定める市民の方)

●託児

未就学児を対象。必要な方は各開催日の5日前までにお申し出ください。

●申込み

申込み必要事項(住所、氏名、電話番号、保育の有無)を記入のうえ、郵便、電子メールまたはファクスで市民自治推進課へお申し込みください。茅ヶ崎市ホームページの「お申し込み入力フォーム」からもお申し込みいただけます。

※「お申し込み入力フォーム」URL

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/15358/015359.html>

※市外在住の方は、勤務先や学校名など対象となる要件が分かる内容も明記してください。

※いただいた個人情報は、市民参加条例策定に係るワークショップに係る事務に使用することとし、それ以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 協働推進担当

電話：0467-82-1111 (代表) FAX：0467-82-1164

MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp